

地域支え合い型サービスに関するQA

番号	Q	A
1	私用の携帯電話を使用する場合、運営費として予算計上できるか。	基本的に専用回線を作ってもらい、その分の通信費を計上してもらおう想定。私用の携帯電話等を使用する場合は補助対象としない。
2	元気くらぶからB型くまもと元気くらぶへの移行のタイミングはどうすればいいか。	月末で清算し、月ごとで申請を行う。
3	通所Bとなってもリハ職派遣は可能か。	くまもと元気くらぶの要綱定義に当てはまれば、リハ職派遣の併用可能。
4	事業対象者の基本チェックリストは毎年実施が必要か。	状態の変化が見られなければ、初回のみで可。状態悪化などがあれば、要介護度認定申請を行う。
5	様式第2号の事業計画書にある利用者見込みは補助対象者のみを記載するのか。	利用者すべての人数を記入してもらおう。あわせて様式第3号の利用者名簿にも補助対象外の利用者も記載する。
6	移動支援の特定研修とは何か。	ふくし生協が行う移動支援に関する講習。熊本市で国土交通大臣認定講習を実施できるのはふくし生協のみ。H31.2月に実施した際の受講料は6人で1人あたり7,000円弱。人数が増えるだけ1人あたり受講料は安くなる。時間は半日程度、座学と実技がある。
7	通所Bで1週目は火曜日、2週目は木曜日など週ごとに開設曜日が異なるのは可能か。	サービス利用者の利便性を考慮すると週ごとに曜日や時間が異なるのは認められない。
8	週1回利用のケアプランだが、利用者の体調不良などにより利用できない週があった場合、補助算定の人数には含まれないのか。	月に1回以上の利用があれば、補助算定上の人数に含めることができる。
9	消耗品の補助算定となる考え方	消耗品費については、もっぱら個人が消費（飲食を含む。）する物品は補助対象外とする。ただし、通所サービスにおいて共用で使用する「茶葉・インスタントコーヒー」は補助対象経費とする。通所会場の飾りつけなどに必要な材料は全体の共有するものとして補助算定対象となる。
10	カーテンは施設修繕費として認められるか。	貸し館の場合、施設修繕は施設管理者の責任であり、認められない。貸し館ではなく、やむを得ない場合、認めることもある。
11	飲食物を提供する場合、保健所などへの届け出は必要なのか。	熊本市保健所食品保健課に確認した結果、福祉給食サービスに関する取扱指針（要綱）により届け出が必要となっている。運営者へ食品保健課の窓口を案内する。（強制力のあるものではない様子。）
12	携帯電話の専用回線契約の初期費用はでるのか。スマホはありか？運営費？備品購入費？	携帯電話契約初期費用は備品購入費にて補助可能。スマホは必要性を勘案し、基本的には不要であるものとする。
13	通所Bの週1回以上がほかの催しや正月休み、お盆などで開設できないときは補助対象外となるのか。	曜日の振り替えなども検討し、原則は開設すること。ただし、他行事による会場使用不能や自然災害などによる危険回避、正月、お盆などの社会通念上、適当と思われる場合は、やむを得ないものとする。一応の目安として8割程度の開設であれば良いと考える。
14	補助金申込から概算請求し、実際にお金が振り込まれるのはどれくらいかかるか。	1か月程度
15	通所Bの利用者の最低利用時間はあるか。	要綱上、制限はない。ただし、利用者の自立支援を考えた際に極端に短い利用時間で、利用の目的を達成できるかの考慮は必要になる。利用実績作りのために短時間利用させるといったことはしないようにすること。もちろん、体調不良などにより、ケアプランに決められた利用時間に満たず帰る場合はあるものとする。

地域支え合い型サービスに関するQA

番号	Q	A
16	講師謝礼として認められない相手方はあるか。	倫理に反する講義内容や、特定宗教の布教活動は認められない。
17	チラシを外注する場合は、印刷費として計上できるか。	計上可。
18	テレビや扇風機などの備品を購入し、総合事業以外の事業での使用は可能か。	本補助金を活用する以上、地域支え合い型サービス以外での利用は認められない。
19	補助経費とできる調整員は何人いてもいいか。人件費の算定はどうすればいいか。	運営者において、サービスの規模に応じて、調整業務の業務量を勘案し、人数は決めていい。人件費としての金額も運営者において決定していい。
20	地域支え合い型サービスの利用者名簿は対象者の増減があるたびに提出が必要か。	申込時の交付決定のためのものになるため、年度途中の対象者の増減による再提出までは求めない。運営者のなかでの把握には努めてもらうこと。最終的には実績報告時の利用状況一覧表にて補助金の金額確定は行う。
21	会場の看板は補助対象経費となるか。	サービスを運営するにあたって利用者への案内となるため対象
22	人数要件の考え方ですが、利用者は週1回必ず来ないと補助対象者としてカウントできないのか？ 体調や都合により来れない場合も想定されるため、月1回以上など具体的なカウント可能な出席回数をお示しいただきたい	利用者は月1回以上の利用があれば、補助対象者としてカウントされる。ただし、介護予防の目的から、基本的にはケアプランは週1回程度の利用計画を想定している。（一部例外あり。）身体状況の変化により継続して利用できないような状況であるならば、ケアマネジャーに相談し、適切なケアプランを作成すること。
23	地域支え合い型サービスのケアプラン作成はいつまでか。	サービス開始時点でケアプランが作成されていること。
24	レクレーションのための機材をリースする場合、補助対象経費となるか。	補助対象となる。あくまで地域支え合い型サービスでの使用に限ること。
25	B型元気くらぶにおけるリハ職派遣の手続きはどうなっているか。	通常元気くらぶと変わらず派遣依頼を受けて手続きすることになる。実績確認は地域支え合い型サービスの実績報告様式で確認できるようにする予定。
26	運営者も利用者と一緒に活動に参加するが、ケアプランを作成すれば補助対象者の人数にカウントできるか。	運営者は利用者側の補助対象の人数にカウントすることはできない。
27	要支援の認定を受けている通所Bの利用者が要介護度の更新により、非該当となった。継続して通所Bを利用するためにはチェックリストによる事業対象者として区に届け出が必要か。	地域支え合い型サービスの補助金算定対象者として利用してもらうには事業対象者として区に届け出を行い、ケアプランのサービスとして位置付ける必要がある。
28	元気くらぶからB型元気くらぶへ年度途中に移行する際に、リハ職派遣の申し込みは再度しなければならないか。	リハ職派遣は元気クラブの要件を満たす団体への派遣であり、B型元気クラブへの移行に伴い、申請しなおす必要はない。
29	訪問Bにおいて、救急箱をいくつか取り揃えておきたいが、設立更新費で購入していいか。	補助対象経費で計上可能
30	お弁当等を購入し自宅に届けるサービスについて、補助対象となるか。	訪問Bの事業として可。
31	タブレット（75,000円）の購入費、通信費を補助金の対象としてみるか。通信費は、自身の携帯電話と同じ明細で引き落とされる。明細を分けることができないと言われた。	タブレットの購入費は運営費から可。通信費は、毎月の利用明細で、タブレットの通信費のみ分かるのであれば、それを添付して報告いただければ、運営費の通信費として補助可。
32	保険料、現金払いの手数料は運営費として可能か。	手数料も運営費から補助可。保険証の払込書と一緒に、手数料を分かるようにメモ等して欲しい。

地域支え合い型サービスに関するQA

番号	Q	A
33	令和4年4月1日から新規で団体を立ち上げる場合、準備費として3月中に物品等購入することは可能か。	新規団体を立ち上げる場合の準備として計上可能。4月以前の領収書でも可能。
34	訪問Bおよび訪問Dの団体。事務作業をする机、ケアプラン等の個人情報を保管するもの等の購入は可能か。	可能
35	・利用者が入院した場合、入院先から買い物の代行の依頼を受けた場合、支援として計上してよいか。（入院に必要な物の買い出し等を想定。校区内に売店のない入院のできる病院があるとのことでニーズがありそうと）	補助金対象の活動としては見れない。入院期間中は補助金対象者としてはカウントなし。 団体判断での活動、個人間の支援として活動を実施される分は止めるものではない。
36	・入院中の利用者の自宅へ行き、荷物を取りに行くことは可能か。	No.35と同様